

| 水道局企業管理規程<br>番 号   | 水道局企業管理規程名                   | 公布年月日      |
|--------------------|------------------------------|------------|
| 水道局企業管理規程<br>第 9 号 | さいたま市水道局行政財産の使用許可等<br>に関する規程 | 平成31年4月10日 |

さいたま市水道局企業管理規程第9号

さいたま市水道局行政財産の使用許可等に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局行政財産の使用許可等に関する規程（平成24年さいたま市水道局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後       |   |     |   | 改正前       |   |     |   |
|-----------|---|-----|---|-----------|---|-----|---|
| 別表（第6条関係） |   |     |   | 別表（第6条関係） |   |     |   |
| 種類        | 使用区分  | 単位  | 使用料   | 種類        | 使用区分  | 単位  | 使用料   |
| 土地        | 1 建物若しくは工作物の敷地又は材料置場等として使用させる場合                 | [略] | 当該土地の適正な価格に1000分の3.5を乗じて得た額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額）                    | 土地        | 1 建物若しくは工作物の敷地又は材料置場等として使用させる場合                 | [略] | 当該土地の適正な価格に1000分の3.5を乗じて得た額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額）                    |
|           | 2 電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用地として使用させる場合 |     | さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）別表に定める額に相当する額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額） |           | 2 電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用地として使用させる場合 |     | さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）別表に定める額に相当する額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額） |
|           | 3 [略]   |     |   |           | 3 [略]   |     |   |
| 建物        | 1 建物の全部を使用させる場合                                 | [略] | 次に掲げる額の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額<br>ア・イ [略]  | 建物        | 1 建物の全部を使用させる場合                                 | [略] | 次に掲げる額の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額<br>ア・イ [略]  |

|        |   |     |  |     |
|--------|---|-----|--|-----|
|        | 2 | [略] |  | [略] |
| [略]    |   |     |  |     |
| 備考 [略] |   |     |  |     |

|        |   |     |  |     |
|--------|---|-----|--|-----|
|        | 2 | [略] |  | [略] |
| [略]    |   |     |  |     |
| 備考 [略] |   |     |  |     |

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後のさいたま市水道局行政財産の使用許可等に関する規程別表の規定は、この規程の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。